

令和4年度寒河江市高齢者等見守りサービス事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、高齢者のいる世帯における家庭内の事故等を防止するための取り組みを行うとともに、事故等の発生に際し、迅速かつ的確な対応のためのネットワークを構築し、地域での自立した生活を支援し、住み慣れた地域で継続し安心して暮らせるまちづくりを目的とする。

(事業の実施主体)

第2条 この事業は、寒河江市が主体となって実施する。ただし市長が必要と認めるときは、事業の一部を適切な事業運営を保持できると認められる事業者に委託して行うことができる。

(事業の内容)

第3条 この事業は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 高齢者のいる世帯における事故等の情報収集及びその防止策の周知
- (2) 高齢者のいる世帯から寄せられる事故の発生等、緊急時の通報及び相談等における対応の指導・助言並びに関係機関の連絡等必要な措置を講ずること。

ア 市が対応するもの 高齢者のいる世帯等から通常寄せられる通報及び相談等の内容についての的確に判断し、寒河江市地域包括支援センター等関係機関への連絡、世帯員等に対する指導、必要に応じて訪問を行う等の対応を図る。

イ 専用の受信センターを設置して対応するもの 要介護認定を受けている高齢者、事業対象者及び事業対象者には該当しないが何らかの支援が必要と認められる高齢者のうち、単身のみの方等に対しては、一般電話による事故等の通報が困難な場合でも容易な方法で通報が可能となる専用の受信センター(以下「受信センター」という。)を設置の上、専門的知識を有するオペレーターにより対応し、救急連絡及び介護保険サービスの利用等迅速かつ的確な対応を図る。受信センター業務については、前条の規定に基づき委託するものとする。

(3) 前号イに該当する者に対する定期的な健康相談及び安否確認並びに生活機能の維持向上を図るために必要と認められる支援等を行うこと。

(4) 高齢者の事故防止のための関係機関との連携を図ること。

(5) 高齢者が住み慣れた地域での生活が継続できるための各種サービスの利用促進等必要と認められる支援を行うこと。

(事業の対象)

第4条 この事業は前条第2号イ及び第3号を除き、市内の高齢者のいる世帯を対象として行う。

2 前条第2号イ及び第3号の対象世帯は、次の各号に掲げる世帯とする。

(1) 65歳以上の在宅のひとり暮らし高齢者

(2) 65歳以上の在宅高齢者で、対象者以外の世帯員が長期入院等又は心身の障害及び疾病等で緊急時に必要な措置を執ることが困難である者

(3) 前2号に準ずる者として市長が特に必要と認めた者

(受信センターの利用)

第5条 第3条第2項イに掲げる受信センターの利用を希望する者は、高齢者等安心見守り事業受信センター利用申請書(様式第1号)及び誓約書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

(利用の決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、申請者の生活状況等を調査の上利用の可否を決定し、「高齢者等見守りサービス事業受信センター利用決定(却下)通知書」(様式第3号)により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により利用決定したときは、受信センター業務を受託する事業者(以下「受託者」という。)に登録の通知をし、すみやかに通報端末機器を設置するものとする。

(緊急通報協力員)

第7条 市長は、前条第1項の規定に基づき利用の決定を受けた者(以下「利用者」という。)と協議の上、1利用者に対し原則として3人の緊急通報協力員(以下「協力員」という。)を確保するものとする。

2 協力員は、原則として寒河江市に居住する者とし、次の各号に掲げる活動を行うものとする。

(1) 受信センターからの出向要請に基づく利用者の状態確認

(2) 前号の確認結果に対応した救護活動及び関係機関への連絡

(3) その他本事業の目的を達成するために必要な活動

(利用の変更及び終了)

第8条 利用者は、次の各号に掲げる事項に該当する場合、すみやかに「高齢者等見守りサービス事業受信センター利用変更・終了届出書」(様式第3号)により市長に届け出なければならない。

(1) 住所、電話番号及び通報端末機器の設置位置等の変更

(2) 協力員、緊急連絡先及び住居管理者の氏名、住所及び電話番号等の変更

(3) 施設、医療機関等への長期入所及び長期入院

(4) 死亡及び市外転出

(5) 第4条第2項の規定に該当しなくなった場合

(6) 利用の辞退

2 市長は、前条の規定による届出書の提出があったときは、すみやかに受託者に変更又は終了の通知をし、利用終了の場合はすみやかに通報端末機器を撤去するものとする。

3 市長は、受信センター業務の管理運営に著しく支障を及ぼすと認められる場合は、第1項各号の事由によらず当該利用者の通報端末機器を撤去することができるものとする。

(報告)

第9条 受託者は、各月の受信センター利用者の状況について翌月の10日までに市長に報告するものとする。ただし、通報の内容が救急車の出動等緊急を要するものであったときは、対応後すみやかに報告するものとする。

2 市長は、各月の事業に係る委託料について、事業者からの請求に基づき事業者を支払うものとする。

(円滑な事務の実施)

第10条 市長は、事業の目的達成のため受信センター利用者台帳、その他関係書類等を整備し、円滑な事務の実施に努めなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

寒河江市高齢者等見守りサービス事業受信センター利用申請書

令和 年 月 日

寒河江市長 様

次の事項を承諾のうえ、寒河江市高齢者等見守りサービス事業実施要綱第5条の規定により申請します。

承諾事項 緊急時の支援体制を確保するため、民生委員等に対し本事業の利用登録情報を提供する場合があります。

申請者 (対象)	ふりがな 氏名	(男・女)	年 月 日 (歳)
	住所	寒河江市 (町会名)	
	電話番号	世帯	1.ひとり暮らし 2.その他()

《協力員の連絡先》

協力員 (駆付け安否確認等の協力)	①	氏名	(対象者との関係)	
		住所	電話番号	
			携帯電話	
	②	氏名	(対象者との関係)	
		住所	電話番号	
			携帯電話	
	③	氏名	(対象者との関係)	
		住所	電話番号	
			携帯電話	

《緊急時の親族等連絡先》

緊急時連絡先 (親族等)	氏名	(対象者との関係)	
	住所	電話番号	
		携帯電話	
	氏名	(対象者との関係)	
住所	電話番号		
	携帯電話		

窓口に来た方 ※利用対象者と異なる場合に記載してください。

氏名 _____ 対象者との関係 _____ 電話番号 _____
住所 (又は介護事業所名) _____

誓約書

令和 年 月 日

寒河江市長 様

借受人（申請者）

住 所 _____

氏 名 _____

寒河江市の高齢者等見守りサービス事業を利用するに当たり、下記の事項について誓約します。

記

- 1 受信センターから貸与された通報端末機器の利用については、管理者としての注意をもって維持管理するとともに、貸与された緊急通報装置をその目的に反して使用し、譲渡し、交換し又は担保に供したりすることはいたしません。
- 2 通報端末機器を必要としなくなったとき、又は要綱第4条による対象者とならなくなったときは、速やかにその旨を市長に届け出ます。
- 3 通報端末機器により緊急通報を発し、その通報を受けた者からの確認の電話に応答しない場合は、協力員等が自宅等の居室内への立入りを認めます。また、内鍵により施錠され入場不可能な場合は、必要な箇所を破壊して入場し、事態に対応していただくことを承知します。なお、協力員等が自宅等の居住内に入るときに、やむを得ずその居住等の一部を破損しても、修繕、損害賠償等について一切請求しません。

様

寒河江市長

寒河江市高齢者等見守りサービス事業利用決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のありました事業利用については、下記のとおり決定(却下)しましたので通知します。

記

対 象 者	住 所
	氏 名
決 定 内 容	
却 下 理 由	

※ 機器の取り付け日時については、委託をしている業者よりお知らせします。

審査請求及び取消訴訟

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に書面で寒河江市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分については、処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、寒河江市を被告として（訴訟において寒河江市を代表する者は寒河江市長になります。）、処分の取り消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する決済があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取り消しの訴えを提起することができます。